

報道関係者 各位



行政との「災害時における入浴機会の提供に関する協定」を適用
ときがわ町内で台風 19 号に被災された方にお風呂を提供します

このたびの令和元年台風第 19 号による被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

株式会社温泉道場（本社：埼玉県ときがわ町、代表取締役社長：山崎寿樹）は、令和元年台風 19 号被害にともなう支援の取り組みの一環として、本社があるときがわ町（渡邊一美町長）との「災害時における入浴機会の提供に関する協定」に基づき、町内で都幾川の氾濫により床上浸水の被害を受けられ、自宅で入浴が不可能になった世帯の皆様に、町内の昭和レトロな温泉銭湯 玉川温泉（町内大字玉川 3700）における入浴機会を 10 月 22 日（火）までの 1 週間、無償で提供します。

今夜から入浴機会の無償提供の対象となるのは、都幾川の川北橋の周辺で被災された 17 世帯です。町は引き続き被災状況を確認しており、被害の状況・復旧の見通しによっては、入浴機会の無償提供の対象・期間も拡大する可能性もあります。

「災害時における入浴機会の提供に関する協定」は、平成 30 年 9 月 28 日にときがわ町と温泉道場が締結したもので、温泉道場が協定に基づきときがわ町と連携して入浴機会の無償提供を行うのは今回が初めてのケースとなります。

なお、ときがわ町に隣接する越生町では、12 日夜に温泉道場が運営する「オーパークおごせ」を町の要請により一時避難所として開放致しました。入浴機会の無償提供については、店舗所在地以外の近隣自治体から要請があった際にも同様の対応を検討いたします。

温泉道場では、今後も今回の台風の被害状況を踏まえ、行政・関係機関とも連携しつつ、被災された方や被災地への支援活動を行う予定です。

被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

■ 本件に関するお問い合わせ先 ■

株式会社 温泉道場

三ツ石 070-2829-3997 齊藤 070-4499-3479